特定事業所集中減算を適用されない居宅介護支援事業所に係る基準及び必要書類

正当な理由に該当するもの（基準）

|  |
| --- |
| 1. 当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に５事業所未満である場合。

（事業所数は判定期間中の平均とする） |
|  | 必要書類 | ・居宅介護支援事業所の運営規程の写し・居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域における、すべての訪問介護サービス等の事業所の名称及び所在地、並びに当該事業所を開設している事業者の名称を記載した書類 |
| 1. 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
 |
| （３）判定期間（前６月間）の１月あたりの平均居宅サービス計画件数が**２０件以下**である場合。 |
| （４）判定期間（前６月間）の１月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月あたり平均**１０件以下**である場合。 |
| （５）サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより、特定の事業所に集中していると認められる場合。　　※訪問介護：特定事業所加算（Ⅰ）、通所介護：中重度ケア体制加算、認知症加算、ＡＤＬ維持等加算を算定している場合　　※その他困難事例等で特定の事業所に集中する場合は、利用者からの理由及び地域ケア会議等で意見・助言を受けること |
|  | 必要書類 | ・利用者からの希望があり、地域ケア会議等で意見・助言を受けている場合は、利用者の氏名及び意見・助言等の経過が分かる書類 |
| （６）その他・判定期間中に新規指定を受けた場合・判定期間中に休止をした場合 |